



令和6年10月1日

国土交通省

令和7・8年度国土交通省地方整備局等に係る定期の資格審査等 (建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)の申請について

令和7・8年度を有効とする国土交通省地方整備局、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）及び大臣官房官庁営繕部に係る定期の競争参加資格審査等についてお知らせします。詳しくは別紙1をご覧ください。

※ 各地方整備局の受付担当部局、問合せ先及び文書郵送方式における送付先については、別紙2-1及び別紙2-2をご覧ください。

【問合せ先】

(地方整備局(道路・河川・官庁営繕・公園関係)について)

大臣官房会計課公共工事契約指導室 課長補佐 荒井、契約指導第二係 日下部
TEL 03-5253-8111 (内線: 21962、21964)、直通 5253-8919

大臣官房技術調査課 課長補佐 嶋本
TEL 03-5253-8111 (内線: 22352)、直通 5253-8220

大臣官房官庁営繕部計画課 企画専門官 松村
TEL 03-5253-8111 (内線: 23223)、直通 5253-8234

(地方整備局(港湾空港関係)について)

港湾局総務課 課長補佐 田中
TEL 03-5253-8111 (内線: 46185)、直通 5253-8663

港湾局技術企画課 課長補佐 遠藤
TEL 03-5253-8111 (内線: 46512)、直通 5253-8905

別紙 1

1 受付方法及び受付期間等（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）

（1）インターネット方式

定期の競争参加資格審査については、原則、インターネット一元受付となります。インターネット方式に関する手続きの詳細は、令和6年10月1日に発表しております「令和7・8年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格審査インターネット一元受付の実施について」をご覧ください。

※随時申請はインターネットで行うことはできません。

（2）文書持参方式

定期の競争参加資格審査については、受け付けることはできません。

※定期受付終了後（令和7年1月16日以降）の随時申請では、文書持参での提出を受け付けます。

（3）文書郵送方式及び電子メール方式

定期の競争参加資格審査については、原則、受け付けることはできません。

ただし、インターネット方式では対応していない申請（共同企業体（経常JV）に関する申請等）については、下記のとおり受け付けします。

①受付期間 令和6年12月2日(月)～令和7年1月15日(水)

※文書郵送方式の場合、当日消印有効

電子メール方式の場合、最終日の16時受信分まで有効

②送付先 申請者の本店所在地ごとに別紙2-1及び別紙2-2に定める場所

※定期受付終了後（令和7年1月16日以降）の随時申請では、文書郵送及び電子メールでの提出を受け付けます。

2 申請書類及び申請書作成の手引きについて

（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務）

インターネット方式及び文書郵送方式等について、詳しくは申請書作成の手引きをご確認ください。申請書作成の手引き・申請書様式については、国土交通省のホームページから入手してください。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

3 資格審査申請書及び添付書類（建設工事）

申請者は、インターネットを使用して、①から④までに関する申請用データを作成、送信するとともに⑤及び必要に応じて⑦を提出してください（インターネット方式の場合は⑥の提出は不要です）。詳しくは、申請書作成の手引きをご覧ください。

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事）（様式1）
- ② 申請者が、⑥に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき及び⑥に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、**工事分割内訳表**（様式2）
- ③ **業態調書**（様式3）
- ④ **営業所一覧表**（様式4）
- ⑤ **納税証明書の写し**（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人であるときは、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））
ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ**租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類**
- ⑥ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4に規定する**経営事項審査の総合評定値通知書の写し**

※ 定期受付の場合には、経営事項審査は、定期受付の申請書類の提出期間の終了日の1年7月前の日より後の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたものでなければならないこととしています。具体的には、令和7・8年度資格審査の申請の場合には令和5年6月16日以降を審査基準日とするもの（令和5年6月16日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの）でなければなりません。ただし、令和6年能登半島地震に係る申請の特例として、令和7・8年度定期競争参加資格申請においては、能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するもの）については、令和4年10月29日以降の日を審査基準日とするもの（令和4年10月29日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの）であれば申請が可能です。

また、経営事項審査の総合評定値（P）の通知を受けていることが要件となります。

さらに、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が
いずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、
当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」
であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった場合は、そ
れぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。

⑦ **社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」
又は「適用除外」となった場合の取扱いについて**

総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は、厚生年金保険の加入状況が
「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となっ
た場合は、それぞれ当該事実を証明する書類を提出してください。

当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類とします。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

[注1] 申請者は、インターネット方式では対応していない申請（共同企業体（経常JV）に
関する申請等）をする場合、①から⑥までに掲げる書類及び必要に応じて⑦並びに[注
2] に掲げる書類を提出してください。（別紙2-1及び別紙2-2参照）

[注2] その他申請者により必要となる書類

申請者	資格審査申請書及び添付書類
<p>道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみに一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けていない者</p>	<p>上記①及び③から⑤に加え、規則第19条の3第2項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の4第1項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の8第1項の工事経歴書に準ずる書類を提出 なお、申請者が法人であるときは併せて登記事項証明書を提出</p>
<p>経常建設共同企業体</p>	<p>上記①から⑥に加え、共同企業体協定書の写し、各構成員が単体有資格業者として申請した時の書類（営業所一覧表を除く。）の写し、単体有資格業者として認定を受けている工事種別（経常建設共同企業体として申請する工事種別に限る。）の競争参加資格を辞退する旨を記載した書類</p>
<p>客観的事項及び主観的事項又は特別事項について算定した点数の調整（「共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）4」又は「数値の算定及び等級の格付け要領（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第6条（3）」に規定する客観点数及び主観点数又は特別点数の調整をいう。）を希望する者</p>	<p>合併等に関する合理的な計画が記載された書類</p>
<p>設立から令和6年10月1日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、令和4年10月1日以降に新たに組合員の加入があった者</p>	<p>上記①から⑥に加え、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類</p>

<p>設立から令和6年10月1日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合である者</p>	<p>上記①から⑥に加え、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類</p>
<p>事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする者</p>	<p>上記①から⑥に加え、役員名簿及び組合員名簿、官公需適格組合証明書の写し、審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第2第2項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月4日付け建設省営管第459号）第2第2項又は「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第7条第2項に規定する審査対象者をいう。）の建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、総合評定値通知書の写し、完成工事高表及び工事分割内訳表、納税証明書その3等の写し</p>

4 資格審査申請書及び添付書類（測量・建設コンサルタント等業務）

申請者は、インターネットを使用して、①から④までに関する申請用データを作成、送信するとともに、⑤から⑧までに掲げる書類を提出してください。詳しくは、申請書作成の手引きをご覧ください。

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）（様式1）
- ② 業態調書(様式2)
- ③ 営業所一覧表(様式3)
- ④ 技術者経歴書(様式4)
- ⑤ 申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写し
- ⑥ 登録証明書等又はその写し
- ⑦ 申請者が法人であるときは、一般競争資格審査（国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号。）第34条第4項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。）の申請をする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前1年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人であるときは、審査基準日の直前1年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ⑧ 納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人であるときは、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

[注1] 港湾空港関係に係る申請については、②、③及び④に掲げる書類を以下の書類に読み替えます。

- ② 業態調書(様式2)
- ③ 営業所一覧表(様式4)
- ④ 技術者経歴書(様式3)

[注2] 申請者は、インターネット方式では対応していない申請（会社更生法に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合）の申請をする場合、①から⑧までに掲げる書類及び必要に応じて[注4]に掲げる書類を提出してください。（別紙2-1及び別紙2-2参照）

[注3] 申請者が建設関連業の登録業者に関する情報提供システム（以下、「建設関連業システム」という。）に登録され、申請内容が建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は、⑥～⑦に掲げる書類を省略することができる。

[注4] その他申請者により必要となる書類

申請者	資格審査申請書及び添付書類
次に掲げる者であるときは、それぞれ右欄に定める書類をもって④から⑦(港湾空港関係にあつては⑤から⑦)に掲げる書類に代えることができる。	
測量業者(測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5第1項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。)	測量法第55条の8に規定する書類の写し
建設コンサルタント登録業者(建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)	建設コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し

地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）	地質調査業者登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し
補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）	補償コンサルタント登録規程第 7 条第 1 項に規定する現況報告書の写し

5 インターネット方式による申請に必要な経営事項審査の注意点 (建設工事)

申請する直前に新しい総合評定値通知書がお手元に届いた方については、当該通知書のデータがシステムに反映されるまで、約 2 週間程度のタイムラグが発生する可能性があります、その場合には、申請用データを送信してもエラーとなり受け付けることが出来ません。

令和 6 年 12 月 27 日までにおいて、最新の総合評定値通知書がお手元に届いているにも関わらず、申請書データを送信してもエラーとなる場合は、令和 7 年 1 月 8 日までにヘルプデスクに電話してください。

ヘルプデスクの連絡先は、令和 6 年 10 月 1 日発表資料「令和 7・8 年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格審査インターネット一元受付の実施について」をご確認ください。

上記期間を過ぎた場合においては、インターネット方式による申請ができませんので、文書郵送方式等により申請をしていただくか、随時受付による申請をしていただくこととなります。資格審査の申請に間に合うよう早めに経営事項審査の申請をお願いします。

6 経常建設共同企業体の取り扱いについて (建設工事)

一つの発注機関における同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできません。

経常建設共同企業体として登録を希望しない工事種別については、各単体企業としての登録は可能です。

7 申請手続きに係る前回 (令和 5・6 年度) からの主な変更点 (建設工事)

令和 6 年能登半島地震に係る経営事項審査の特例実施

別紙2-1 各地方整備局の受付担当部局、問合せ先、文書郵送方式及び電子メール方式における送付先（道路・河川・官庁営繕・公園関係）

申請者の本店所在地	受付担当部局	住 所	電話番号
			メールアドレス
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北地方整備局 総務部契約課	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	(代)022-225-2171 thr-82shikakushinsa@mlit.go.jp
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	関東地方整備局 総務部契約課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	(代)048-601-3151 ktr-shikakushinsa@mlit.go.jp
新潟県 富山県 石川県 長野県(長野、松本、上田、須坂、 小諸、中野、大町、飯山、塩尻、 佐久、千曲、東御及び安曇野の各 市並びに上高井、上水内、北安曇、 北佐久、下高井、下水内、小県、 埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の 町村に限る。)	北陸地方整備局 総務部契約課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	(代)025-280-8880 84zuiji@hrr.mlit.go.jp
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 長野県(岡谷、飯田、 諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各 市並びに上伊那、木曾、下伊那及 び諏訪の各郡の町村に限る。)	中部地方整備局 総務部契約課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館	(代)052-953-8138 cbr-shikaku@mlit.go.jp
京都府 大阪府 福井県 滋賀県 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿地方整備局 総務部契約課	〒540-8586 大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	(代)06-6942-1141 kkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	中国地方整備局 総務部契約課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館	(代)082-221-9231 shikaku-zuiji@cgr.mlit.go.jp
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国地方整備局 総務部契約課	〒760-8554 高松市ポータル3-33 高松ポータル合同庁舎	(代)087-851-8061 skr-shikaku@mlit.go.jp
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	九州地方整備局 総務部契約課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎	(直)092-476-3509 qsr-shikakushinsa89@mlit.go.jp

別紙 2 - 2 各地方整備局の受付担当部局、問合せ先、文書郵送方式及び電子メール方式における送付先（港湾空港関係）

申請者の本店所在地	受付担当部局	住 所	電話番号
			メールアドレス
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北地方整備局 総務部経理調達課	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	(直)022-716-0013 pa.thr-tohokushikaku@ki.mlit.go.jp
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	関東地方整備局 総務部経理調達課	〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	(直)045-211-7413 pa.ktr-keichou@mlit.go.jp
新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県	北陸地方整備局 総務部経理調達課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	(直)025-370-6650 pa.hrr-hokurikushins@gxb.mlit.go.jp
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	中部地方整備局 総務部経理調達課	〒460-8517 名古屋市中区丸の内 2-1-36 NUP・ジパ丸の内ビル	(直)052-209-6317 pa.cbr-keiyakukanri@mlit.go.jp
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿地方整備局 総務部経理調達課	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	(直)078-391-7576 pa.kkr-keiyakukanri@gxb.mlit.go.jp
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県(下関市を除く)	中国地方整備局 総務部経理調達課	〒730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTクレト [®] 白島ビル	(直)082-511-3903 pa.cgr-choutatsu@mlit.go.jp
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国地方整備局 総務部経理調達課	〒760-8554 高松市サポ [®] ート3-33 高松サポ [®] ート合同庁舎	(直)087-811-8304 pa.skr-skke-i88s3@ki.mlit.go.jp
山口県下関市 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	九州地方整備局 総務部経理調達課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎	(直)092-418-3345 kyusyusikaku-s89kk@mlit.go.jp